

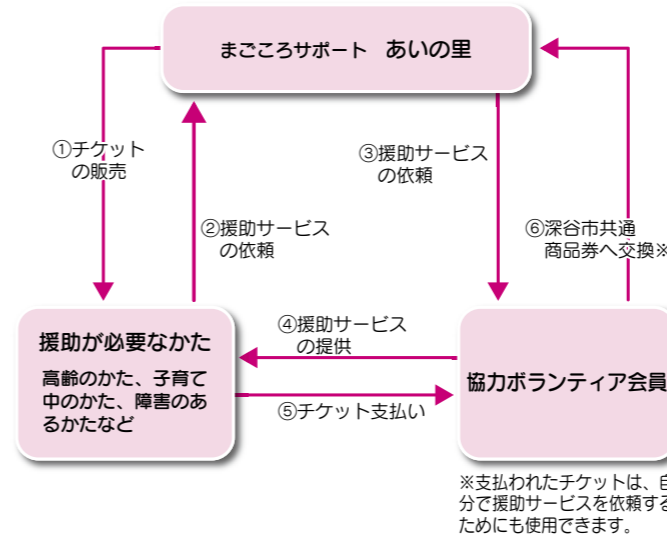


今月のニュース

新しい「地域の支え合い」始まっています

●問い合わせ 自治防災課(☎574-8597)

《地域支え合いの仕組み》



**利用方法**  
 ①「あいの里」事務所でチケットを購入します。  
 …チケットは800円(1時間)と400円(30分)があります。また、まとめて購入するとお得です。  
 ②「あいの里」事務所で援助サービスの依頼をします。  
 ③援助サービスを受けたら、ボランティア会員へチケットで支払います。

高齢者や障害のあるかた、子育て中のかた、妊娠中のかたなどは、日常のちょっとしたことに不便を感じることがあるかと思えます。そのようなかたをサポートするため、元気な高齢者が中心となり、有償の協力ボランティアとして、市内で活躍しています。

めぐることもあります。また、ボランティア会員に支払われるのは、深谷市共通商品券です。地域の活性化にもつながります。このような活動は、深谷市だけでなく県内全域で始まっており、新しい「地域の支え合い」として、社会的に注目されています。身の回りで困っていることなど、お気軽にご相談、ご利用ください。草取り、掃除、外出支援、家事の

手伝い、話し相手、子どもやお年寄りの見守りなど

**協力ボランティアも募集中**  
 高齢者で時間に余裕のあるかただけでなく、ボランティアに興味があればどなたでも結構です。年齢・性別・経歴は問いません。気軽にご相談ください。

**まごころサポートあいの里事務所**  
 ☎575-2065・仲町1-13・受け付け11月～金曜日午前10時～午後2時

**協力ボランティアスタッフの声**  
 永井秀雄さん(64歳)

仕事の内容は、主に高齢者のかたが身の回りで困っていることのお手伝いです。意見交換会や研修会、親睦会なども毎月開催し、やりがいのあるボランティア活動を行っています。これからも頼りにされるスタッフとして、前向きに活動していきたいと思えます。

**第18回ふかや桜まつり**  
 とき 4月7日(土)・8日(日)  
 ところ 瀧宮神社(JR深谷駅南側)  
 内容 夜桜花火、桜のスイーツブース、書道パフォーマンス、駄菓子屋七ツ梅、甘酒販売、100縁日など、イベントが盛りだくさん。また、3月30日(金)～4月8日(日)(桜の見ごろ過ぎまで)の期間は、桜堤をライトアップします。  
 問い合わせ 市観光協会(☎575-0015)

平成24年度 固定資産税の縦覧・閲覧

●問い合わせ 資産税課(☎574-6638)

**【縦覧】**  
 自己の土地や家屋の評価額と市内他の土地や家屋の評価額とを比較できるように、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

**対象**

- ①土地価格等縦覧帳簿Ⅱ市内に所在する土地の固定資産税納税者
- ②家屋価格等縦覧帳簿Ⅱ市内に所在する家屋の固定資産税納税者
- ③納税者から縦覧を委任された、かつ委任状をお持ちのかた

※法人(会社) 所有の資産について、社員のかたなどが縦覧する場合は、代表者(本店が市外の場合は支店長など)からの委任状が必要です。  
 とき 4月20日(月)～5月31日

**（外）**

**ところ** 資産税課

**手数料** 無料

**【閲覧】**  
 自己の資産について記載された固定資産課税台帳の閲覧および課税台帳記載事項の証明書の交付が受けられます。また、借地・借家人のかた

ども、借地・借家に係る部分に限り、閲覧および証明書の交付が受けられます。

**対象**

- ①該当資産の納税義務者および納税管理人
- ②納税義務者から閲覧を委任された、かつ委任状をお持ちのかた
- ※法人(会社) 所有の資産について、社員のかたなどが閲覧する場合は、代表者(本店が市外の場合は支店長など)からの委任状が必要です。

③借地・借家人のかたなどは、賃借権などの権利(対価が支払われるものに限る)を有し、権利関係を示す書類などをお持ちのかた  
 とき 4月20日(月)～  
**ところ** 資産税課(6月1日(金)以降は市民税課)および総合支所市民生活課

**手数料** 無料(6月1日(金)以降は有料)

※証明書が必要な場合は有料  
 ※縦覧、閲覧のいずれも本人(または委任されたかた)の確認ができる運転免許証などをお持ちください。

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎525-1844) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-2213) 川本市市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

**任意加入制度**

老齢基礎年金は20～60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることはできません。国民年金の納め忘れなどにより保険料の納付済み期間が40年間に満たない場合は、60～65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済み期間や保険料免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます(昭和40年4月1日以前に生まれたかたに限る)。また、海外に在住する日本国籍のかたも国民年金に任意加入することができます。

**保険料** 月額15,020円(平成23年度)  
**申請時に必要な物** 年金手帳・印鑑・預貯金通帳・通帳届出印(65～70歳になるまで加入いただく場合、これらの

ほかに戸籍謄本が必要となります(※)  
 ※老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けているかたや、厚生年金・共済組合に加入しているかたは任意加入できません。

**日本に住んでいる外国人のかたも国民年金に加入します**

外国籍のかたであっても、20歳以上60歳未満で日本国内に住所があるときには、国民年金に加入しなければなりません(厚生年金や共済組合に加入しているかたを除く)。加入手続きは外国人登録申請を行った市区町村の国民年金担当窓口で行います。

なお、外国人のかたが、国民年金保険料を6か月以上納めて、年金給付を受けずに帰国した場合には、出国後2年以内に請求手続きをすると、保険料を納めた期間に応じて脱退一時金を受けることができます。詳しくは、熊谷年金事務所へお問い合わせください。